

第7章 推進体制と進行管理

1 各主体の役割

本計画では、市民一人一人の健康づくりの取組に加え、市民の健康を支える社会環境の整備やその質の向上を通じ、「誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指します。そのためには、市民の健康づくりを支える関係機関・団体、行政等の各主体がそれぞれの役割を認識し、積極的に健康づくりの取組を推進し、連携及び協働して行うことが重要です。

(1) 市民

市民自らが、主体的に心身の健康づくりに取り組み、発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から健康管理に努めるとともに、自分の住む地域への関心を高め、様々な地域活動に自主的に参加することで、人と人とのつながりを深めていくことが期待されます。

(2) 関係機関・団体

健康づくりに取り組む市民を増やすために、ライフステージやライフコース、取り巻く環境を踏まえて、行政と地域・職域の関係機関・団体との協働や、民間事業者等との連携を通じて取組を推進していきます。

ふなばし健やかプラン21推進協議会構成関係機関・団体(令和6年度)

	関係機関・団体名
1	一般社団法人船橋市医師会
2	公益社団法人船橋歯科医師会
3	一般社団法人船橋薬剤師会
4	船橋地域産業保健センター
5	船橋商工会議所
6	全国健康保険協会千葉支部
7	船橋労働基準監督署
8	船橋市スポーツ協会
9	船橋市保健所管内集団給食協議会
10	ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議
11	船橋市小学校長会
12	船橋市中学校長会
13	社会福祉法人千葉いのちの電話
14	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
15	船橋市民生児童委員協議会

① 保健医療関係機関・団体

保健医療関係機関・団体は、各分野の専門的な知識や技術を生かし、市民の健康づくりを支援するため、会員への情報提供や連携事業への協力依頼や人的資源の紹介等を行うことが期待されます。特に「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」には病気の治療のみならず、病気の発症予防への、「かかりつけ薬剤師・薬局」には薬の適正使用や健康に関する相談と情報提供への大きな役割があります。

団体名	取組内容
一般社団法人 船橋市医師会	各種健診・検診・予防接種の実施、糖尿病性腎症重症化予防事業、講演等の講師派遣、夜間休日急病診療所への協力、ドクターカーへの協力等
公益社団法人 船橋歯科医師会	各種歯科健診・フッ化物洗口の実施、講演等の講師派遣、特殊歯科診療所の運営等
一般社団法人 船橋薬剤師会	講演等の講師派遣、お薬相談、学校薬剤師による薬物乱用(オーバードーズ含む。)防止・未成年への喫煙・飲酒防止教育の実施、フッ化物洗口の実施への協力等

② 職域保健関係機関

職場は、主に成人期を過ごす場であり、働いている時期の健康管理だけでなく、退職後の健康維持の面からも重要な役割を果たします。そのため、労働環境の改善や健康診断の充実とともに一次予防や重症化予防を重視した保健指導、メンタルヘルス対策等、従業員が健康づくりに取り組みやすい環境を整備していくことが期待されます。

また、職域保健関係機関は、労働基準・労働衛生に関する情報の提供、事業場等への情報提供、事業場や労働者を対象とした調査の周知、保健指導・出前講座等の事業に協力する関係機関の紹介等を行うことが期待されます。

団体名	取組内容
船橋地域産業保健センター	労働者数50人未満の小規模事業場の事業主や労働者を対象にした労働者の健康管理(メンタルヘルス含む。)に係る相談、個別相談指導等の支援等
船橋商工会議所	「健康経営セミナー」など労務に即したセミナー相談会の開催、専門相談応じ隊(無料定期相談会)、講演会等の実施、各種健康づくりに関わる事業の周知啓発等
全国健康保険協会 千葉支部	加入者やその扶養者を対象とする特定健診・特定保健指導、加入事業所への健康に関する情報提供、コラボヘルス等健康の保持増進に必要な事業の実施、健康経営の普及促進、健康な職場づくりに向けた取組等
船橋労働基準監督署	女性、若者、高齢者、外国人など労働者の職場環境の整備、長時間労働の抑制、労働災害、ハラスメントの防止等

③ 地域保健関係機関

地域保健関係機関は、地域における多様な課題に対し、関係団体と連携しながら相談、支援の体制、居場所づくり等を行うことが期待されます。

団体名	取組内容
船橋市スポーツ協会	スポーツ大会・講演会等の実施、スポーツ指導者の養成、加盟団体の支援等
船橋市保健所管内 集団給食協議会	市内給食施設設置者、管理者及び従事者等を対象とした研修会の実施、情報交換、相談、支援、市民向け健康づくり講演会の実施等
社会福祉法人 千葉いのちの電話	精神的危機にある人に対する電話相談、自死遺族支援、対面相談、インターネット相談、講演会の実施等の自殺予防活動
社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会	ボランティア活動の振興、日常生活自立支援、低所得世帯支援事業、赤い羽根共同募金運動、居住支援事業の推進、地区社会福祉協議会（「ミニデイサービス事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「地域福祉まつり事業」「ボランティア育成事業」「子育てサロン事業」等を地域で実施）に対する支援活動等
船橋市民生児童 委員協議会	高齢者、子育て家庭など支援を必要とする方の相談、支援、各種健康づくりに関わる事業の住民への周知啓発等

④ 学校・学校関係団体

学校は、学齢期・青年期において、社会生活・集団生活の基礎及び生涯にわたる望ましい生活習慣を身につける上で重要な役割を担っています。児童・生徒・学生が自らの健康について考え、適切に管理していくことができる資質や能力を養う教育や働きかけ、家庭や地域等との連携等を行うことが期待されます。

団体名	取組内容
船橋市小学校長会	児童への健康教育、保護者への健康的な生活習慣や心身の健康づくりのための正しい知識の普及啓発、市内小学校の連携強化、児童の健康課題や情報の共有等
船橋市中学校長会	生徒への健康教育、保護者への健康的な生活習慣や心身の健康づくりのための正しい知識の普及啓発、市内中学校の連携強化、生徒の健康課題や情報の共有等

⑤ 市民活動団体

市民活動団体は、市民が主体となる健康づくりや居場所づくりを推進するため、地域の健康課題やニーズを踏まえた事業を主体的に行い、また様々な団体が積極的に交流を図り、情報や地域資源を共有することで、互いの活動をより活性化されることが期待されます。

団体名	取組内容
ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議	市内の個人・団体会員で構成され、そのネットワークを生かし、健康まつりや健康フォーラムの実施をとおして市民へ健康に関する情報提供、健康づくりの機会を設けている。

(3) 行政

行政は、市民の健康づくりの意識や行動の変容を促す適切な啓発活動を行い、誰一人取り残さない健康づくりを展開するため、市民・関係機関・団体等の多様な主体の連携及び協力により地域のネットワークを強化し、健康づくりを推進するための環境整備を行います。

【各主体の役割と推進体制】



2 計画の推進体制

(1) ふなばし健やかプラン21推進協議会

健康づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、地域保健関係機関、職域保健関係機関、学識経験者等の委員で構成する地域・職域連携推進協議会として設置し、計画の策定、進捗状況の管理、評価を実施するとともに、情報共有及び連携による健康づくりの推進を行います。

(2) ふなばし健やかプラン21推進庁内会議

健康づくりに関連する施策を担う庁内関係部署と情報共有及び連携を図り、健康づくりの取組を横断的かつ効果的に推進します。

(3) 関連会議

健康づくりに関連する会議と相互に連携を図り、多様な主体による健康づくりを推進します。

【関連会議】

- 船橋市地域・職域連携推進連絡協議会
 - 船橋市各種がん検診及び特定健康診査事業推進検討会
 - 船橋市歯・口腔の健康推進協議会
 - 船橋市母子保健連絡協議会
 - 船橋市地域精神保健福祉連絡協議会
- 等

3 進行管理・評価

実効性のある計画の推進を図るため、施策や目標等について定期的に各種統計指標の分析や評価に必要な調査を実施し、目標の達成状況と取組状況を把握するとともに、その評価を踏まえ、適宜、取組を見直すことでPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

中間評価及び最終評価の際に目標値と比較するベースライン値は、計画初年度の令和7(2025)年度までに把握できる最新値とし、目標値は国や千葉県の動向を踏まえ、令和8(2026)年度に設定します。

令和12(2030)年度に中間評価、令和17(2035)年度に最終評価を行い、本計画に定める取組の方向性や目標等の達成状況についての評価と検証を行います。

評価スケジュール						
R7-8年度 (2025-2026)	R8年度 (2026)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)	R18年度 (2036)
1-2年目	2年目	5年目	6年目	10年目	11年目	12年目
ベースライン 値の把握	目標値の 設定	中間評価に 向けた データ収集	中間評価	最終評価に 向けた データ収集	最終評価	次期計画 策定

